入札公告及び説明書

2026 年 11 月 12 日
阪神高速道路株式会社
契約責任者　管理本部長
髙木　秀之

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

なお、本調達案件に係る一般競争入札等については、あらかじめ阪神高速道路株式会社（以下、「阪神高速」という。）が定めるもののほか、この入札公告及び説明書によるものとする。

調達案件名	コンタクトサービス装置更新工事(2026-大管・神管)

１．調達手続の概要等

関係資料	共通入札公告及び説明書
	別表－１
	別紙－1～8、別記様式－１～8

２．競争参加資格・要件等

関係資料	共通入札公告及び説明書
	別表－２
	別紙－1～8、別記様式－１～8

３．調達手続等

関係資料	共通入札公告及び説明書
	別表－３
	別紙－1～8、別記様式－１～8

４．評価項目・基準等

関係資料	共通入札公告及び説明書
	別表－４
	別紙－1～8、別記様式－１～8

別表：参加資格要件関連
別紙：留意点・その他
別記様式：申請書関係

入札公告及び説明書（補足）

調達案件名：コンタクトサービス装置更新工事(2026-大管・神管)			
No.	項目	No.	項目
	共通入札公告及び説明書		**別表-1～4**
1	工事概要	1	工事概要及び入札・契約方式等
2	競争参加資格	2	企業・技術者資格要件等
3	設計業務等の受託者等	3	入札手続に関する期間等
4	担当部署	4	評価基準等
5	競争参加資格の確認等		**別紙-1～8**
6	競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明	1	価格評価点等
		2	申請書等作成の手引き
7	総合評価落札方式に関する事項	3	低入札価格調査
8	閲覧資料	4	入札・契約方式の補足説明資料
9	入札説明書等に対する質問	5	資本関係又は人的関係の補足説明資料
10	入札、開札の予定日時、場所及び入札書の提出方法	6	電子入札運用基準
		7	質問書様式
11	入札方法等	8	PROZIT利用手引き
12	入札保証金、契約保証金、前払金等		**別記様式-1～8**
13	工事費内訳書の提出	1	申請書
14	開札	2.1	企業実績
15	入札の無効	2.2	保守技術支援体制確認書
16	調査基準価格を下回った場合の措置	3.2.1	誓約書(配置予定技術者)
17	配置予定技術者の確認	4.1	技術提案書
18	契約書作成の要否等	5	品質確保体制確認書
19	火災保険付保の要否	6	株式所有関係
20	本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無	7	役員兼任関係
		8	Hi-Telusユーザー登録申請書
21	再苦情の申立て		**別添-1～2**
22	関連情報を入手するための照会窓口	1	工事費内訳書（参考）
23	技術評価点に関する照会	2	工事費内訳書別紙（参考）
24	その他		

共通入札公告及び説明書（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

「共通入札公告及び説明書」は、阪神高速道路株式会社（以下「阪神高速」という。）が公告する入札公告において共通する内容や用語の定義等を定め、調達案件ごとに公告する「入札公告及び説明書」を補完し、一体となって入札公告を構成するものである。

阪神高速の調達案件については、関係法令に定めるもののほか、この共通入札公告及び説明書によるものとする。

各調達案件への競争参加を希望する者（以下「競争参加希望者」という。）は、対象工事の契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾した上で競争入札に参加しなければならない。

また、阪神高速が定めた競争参加資格要件に基づき競争入札への参加を認定された者は、対象工事の契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾した上で競争入札に参加しなければならない。

１．工事概要

（１）工事場所・内容・工期・概算数量等

工事場所・内容・工期・概算数量及び入札・契約方式等は、**別表－１**を参照のこと

（２）入札を原則として電子入札システムで行う対象工事であり、阪神高速ホームページに掲載の電子入札運用基準を適用する。なお、例外的に電子入札によりがたい者は、競争参加資格確認申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）の提出時までに、同基準に基づき阪神高速の承諾を得て紙入札方式によることができる。

ただし、紙入札方式は一般書留、簡易書留又は民間事業者による信書の送達に関する法律第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札のみとし、直接（持参）入札は認めない。

（３）阪神高速版調達ポータルPROZIT（以下「PROZIT」という。）によるオンライン申請等の手続を行う試行対象工事である。申請等の手続及び留意点については、別紙－８を参照のこと。

２．競争参加資格

（１）本工事を対象に定める技術的要件

別表－２に掲げる技術的要件（企業実績・技術者経験等）を有していること。

（２）技術提案書

技術提案書の作成・提出を求める工事については、当該工事における技術提案（又は技術的所見）を記載した技術提案書（別記様式４）が適切であること。また、技術提案書は自己の責任において作成を行うこと。なお、技術提案書が他の競争参加者のものと酷似していると認められる場合は、当該項目について最低評価とする。なお、詳細については、技術提案書の作成上の留意点（別記様式４）を参照すること。

（３）品質確保体制確認書

本工事における品質確保のための体制に関する内容を記載した品質確保体制確認書（別記様式５）が適切であること。また、品質確保体制確認書は自己の責任において作成を行うこと。なお、品質確保体制確認書が他の競争参加者のものと酷似していると認められる場合は、当該

項目について最低評価とする。なお、詳細については、（別記様式５）を参照すること。

（４）阪神高速道路株式会社契約規則第６条

阪神高速道路株式会社契約規則（平成 23 年阪神高速規則第 10 号）第６条の規定に該当しない者であること。

（５）会社更生法・民事再生法

会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ただし、当該手続開始の決定後、阪神高速が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けた者を除く。

（６）工事成績評定点

阪神高速が発注した工事のうち、過去２年度（競争参加資格の確認の基準日の前年度及び前々年度）に完成し引渡した工事の実績がある場合は、各年度の工事成績評定点の平均が２年連続で 65 点未満でないこと。

また、上記（１）に示す一般競争参加資格の認定と同じ工事工種で 2019 年７月１日以降の公告等の契約手続きを開始した工事において、しゅん工時の工事成績評定点が 50 点未満の通知を受けた日の年度、翌年度でないこと、あるいは 40 点未満の通知を受けた日の年度、翌年度、翌々年度でないこと。

（７）競争参加停止措置

申請書等の提出期限日から開札時までの期間に、阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領に基づく競争参加停止措置（以下「競争参加停止措置」という。）を受けていないこと。

（８）設計業務等の受託者との関連

本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。なお、本工事に係る設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

（９）入札参加者間の資本・人的関係

入札に参加しようとする者（共同企業体にあっては代表者及びその他の構成員）の間に、下記のいずれかに該当する関係がないこと。詳細は、別紙－５「資本関係又は人的関係のある者の同一入札への参加制限について」を参照のこと。

①資本関係

②人的関係

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

なお、競争への影響と見るべき企業結合の関係があるとみなされる場合、それらを対象に抽選を行うことにより、企業結合の関係があるとみなされた者同士が競争参加しないよう競争参加資格の確認結果を通知するものとする。

(10) 特定建設工事共同企業体

特定建設工事共同企業体の参加形態を認めている工事において、共同企業体を結成する場合には、別紙－９及び10を参照すること。

３．設計業務等の受託者等

（１）上記２．（８）の「本工事に係る設計業務等の受託者」は、**別表－２**を参照のこと。

（２）上記２．（８）の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、その二者の関係が、上記２．（９）①又は②に該当する場合、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記２．（９）①又は②と同視しうると認められる場合をいう。

４．担当部署

別表－３のとおり。

５．競争参加資格の確認等

（１）競争参加希望者

競争参加希望者は、上記２．に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書等を提出し、阪神高速から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。申請書等の作成及び記載内容（競争参加資格の確認を含む）に関する留意事項は、各別記様式に記載の「作成上の留意点」を参照のこと。

上記２．（１）に掲げる「一般競争参加資格の認定」を受けていない者も、次に従い、申請書等を提出できる。この場合において、上記２．（１）から（10）のうち、上記２．（１）に掲げる「一般競争参加資格の認定」及び「企業の形態」以外の事項を満たしているときは、開札時において、上記２．（１）に掲げる「一般競争参加資格の認定」及び「企業の形態」を満たしていることを条件として、競争参加資格があることを確認するものとする。

また、当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札時において、上記２．（１）に掲げる「一般競争参加資格の認定」及び「企業の形態」を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

① 提出期間：**別表－３**のとおり。

② 提出場所：上記４．に同じ。

③ 提出方法：下記イ）又はロ）のいずれかによること。（詳細は、電子入札運用基準及びPROZIT 利用手引き参照）

イ） 電子入札システムにより、必要事項を記載した電子ファイル（電子入札運用基準・様式４）を送信し、PROZITにより、申請内容及び関係資料を入力及び添付の上、提出するものとする。

（証明書類等の電子ファイルサイズは各 20ＭＢ以内）

ロ） 阪神高速の承諾を得て紙入札とする場合は、上記②の提出場所へ持参又は郵送等によって、申請書等を提出するものとする。なお、電送によるものは受け付けない。

なお、電子入札に代理人が参加する場合は、申請手続締切日までに下記を郵送にて提出すること。ただし、上記ロ）による場合は、申請書等と同時の提出でよい。

・年間委任状
・代理人が使用するIC カードの企業情報登録画面を印刷したもの
・使用印鑑届
・印鑑証明書

（２）競争参加資格確認申請書

別記様式－１の提出書類一覧表に基づき、PROZIT より申請内容及び関係資料を入力及び添付の上、提出すること。

なお、各申請内容の入力及び証明資料の添付に際しての留意事項等を添付しているので十分確認の上、提出を行うこと。留意事項等に基づき入力及び添付されていない場合、必要事項の確認ができないため、入札参加を認めない場合や技術評価を最低評価とする場合がある。

（３）競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日（**別表－３**参照）をもって行うものとし、その結果は、**別表－３**に示す期日までに通知する。また、技術提案書の作成・提出を求める工事については、技術提案書に条件等を付与する場合についても、同様に競争参加資格の確認結

果の通知に併せて通知する。また、品質確保体制確認書に条件等を付与する場合についても、競争参加資格の確認結果の通知に併せて通知する。

（4）資料のヒアリング等

① 企業結合確認資料について実施する場合
・実施日時及び場所等を別途通知する。

② 技術提案書について実施する場合（技術提案書の作成・提出を求めた工事の場合）
・実施日時及び場所等を別途通知する。
・出席者は、技術資料の内容を説明できる者を含めて５名程度とする。

③ 品質確保体制確認書について実施する場合
・実施日時及び場所等を別途通知する。
・出席者は、資料の説明が可能な者を合わせて３名程度とする。

④ 工事費見積書について実施する場合（見積書審査方式を適用した工事の場合）
・実施日時及び場所等を別途通知する。
・出席者は、技術資料の内容を説明できる者を含めて５名程度とする。

阪神高速は、実施日時及び場所等の通知に、ヒアリング事項についても通知する。また、ヒアリング事項の確認等のため追加資料の提出を求める場合は、様式及び提出期限等を別途通知する。ただし、当該資料は評価の対象とはしない。

なお、ヒアリングに応じない場合は、競争参加資格がないものとして取り扱う場合がある。

また、上記の他、必要に応じて問合せを行う場合がある。

（5）その他

① 申請書等は、別紙－２「申請書等作成の手引き」に基づき作成すること。

② 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

③ 阪神高速は、提出された申請書等を、競争参加資格の確認・技術評価以外に申請者に無断で使用しない。

④ 提出された申請書等は、返却しない。

⑤ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
ただし、提出された電子データに破損・不具合があった場合には、状況を確認の上、別途阪神高速より取扱について連絡する。

⑥ 申請書等に関する問い合わせ先
イ）上記（1）、（2）の申請書及び（3）に関しては、上記４．に同じ
ロ）上記（2）（申請書を除くその他の別記様式）に関しては、**別表－３**のとおり

６．競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（1）競争参加資格がないと認められた者は、競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、阪神高速に対して書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

① 提出期限：**別表－３**のとおり。

② 提出場所：上記４．に同じ。

③ 提出方法：書面は持参することにより提出するものとし、郵送等又は電送によるものは受け付けない。

（2）阪神高速は、説明を求められたときは、書面を受け取った翌日から５日以内（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く。）に説明を求めた者に対し書面にて回答する。

7．総合評価落札方式に関する事項

（1）落札者の決定方法

入札参加者は、価格をもって入札し、下記（2）の評価項目の評価に応じて付与する点数及び品質確保のための体制の評価に応じて付与する点数などからなる技術評価点、並びに入札価格を点数評価した価格評価点から、総合評価値［総合評価値＝技術評価点＋価格評価点］を算出し、次の条件を満たす総合評価値の最も高い者を落札者とする。

① 入札価格が契約制限価格以下の価格であること。

② 申請書等が適切であること。

なお、総合評価値の最も高い者が２者以上あるときは、次の順番で優位性を判定する。

1. 技術提案書の評価。
2. くじ引きに移行。

また、落札者となるべき者により、当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがある、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当と認められるときは、契約制限価格以下の価格をもって入札した他の者のうち最も総合評価値が高い者を落札者とすることがある。

契約目安価格方式を適用した工事については、上記の「落札者」を「落札予定者」、「契約制限価格以下の価格」を「契約目安価格以下又は契約目安価格を超える一定の範囲内の価格」と読み替えるものとする。ただし、この場合において、入札価格が、契約目安価格を超えている場合、落札予定者が提出した工事費内訳書の各単価について、価格の確認を実施する。

価格の確認後、落札予定者を落札者とする（契約目安価格方式の適用有無は別表-1 参照のこと）。

（2）評価項目及び評価点

各評価項目と評価点の内容については、（**別表－４**）及び（別紙-１）を参照すること。

（3）技術提案書の履行に関する事項

技術提案書の作成・提出を求めた工事については、技術提案書に記載した内容は、契約書に添付するものとし、履行すること（競争参加資格確認結果通知書において評価対象外とした項目は除く）。

技術提案書に記載された内容については、工事中及び工事完成時に確認できる項目を、契約締結後に提出する施工計画書等に反映させるものとし、工事中及び工事完成後に、履行状況の確認及び検査を行う。ただし、技術提案書で参考案として求めた項目については、履行確認の対象外とする。

（4）品質確保体制確認書の履行に関する事項

品質確保体制確認書に記載した内容は、契約書に添付するものとし、履行すること（競争参加資格確認結果通知書において評価対象外とした項目は除く）。

品質確保体制確認書に記載された内容については、工事中及び工事完成時に確認できる項目を、契約締結後に提出する施工計画書等に反映させるものとし、工事中及び工事完成後に、履行状況の確認及び検査を行う。

（5）品質確保体制確認書又は技術提案書の履行に伴う工事成績評定点の取り扱い

受注者の責により、品質確保体制確認書又は技術提案書に記載された内容の履行がなされなかった場合は、工事成績評定において、未実施の評価項目ごとにその項目点数を減ずる（両方を合算して最大 10 点減点）。

なお、品質確保体制確認書又は技術提案書に記載された内容に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約違反として取り扱う場合がある。

また、品質確保体制確認書又は技術提案書に記載された内容について、さらに工夫を加えて品質向上等に寄与した場合や、履行が困難となるような制約が生じたがそれを克服して履行を

達成した等の場合においては、工事成績評定において加点する場合がある（両方を合算して最大 10 点加点）。

８．閲覧資料

閲覧資料の有無及び閲覧資料がある場合の閲覧期間・場所については、**別表－３**のとおり。

９．入札説明書等に対する質問

（１）この入札説明書（申請書等含む）及び設計図書等に対する質問がある場合は、次に従い提出すること。

① 提出期間：**別表－３**のとおり。
② 提出場所：上記４．に同じ。
③ 提出方法：原則、PROZIT によること。（※PROZIT で提出後、提出完了通知（自動送信メール）の受信を確認すること。）

（２）上記（１）の質問に対する回答は、質問書を受け取った翌日から原則として５日（休日を除く）以内に PROZIT 上で回答するものとし、電子メールで回答を掲載した旨を送付する。また、その回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ただし、質問及び回答内容により、参加者が特定できる等と判断されるものについては、質問者への回答のみ行い、閲覧は行わない場合がある。

① 閲覧期間：**別表－３**のとおり。
② 閲覧場所：阪神高速ホームページ（工事の入札公告ページ）

（３）他の競争参加希望者の質問及び回答についても閲覧に供しているため、閲覧期間中は適時確認を行うこと。

10．入札、開札の予定日時、場所及び入札書の提出方法

（１）電子入札による入札の締め切り：**別表－３**のとおり。

（２）紙入札方式の承諾を得た場合

① 提出締め切り：**別表－３**の日時必着。
② 提出場所：上記４.に同じ。
③ 提出方法：入札書の提出方法は、郵送等とし、直接（持参）入札及び電送による入札は受け付けない。また、阪神高速より競争参加資格があることを認めた旨の通知書の写しを、入札書を入れた中封筒と共に表封筒に入れて郵送等すること。

（３）開札日時：**別表－３**のとおり。

（４）開札場所：**別表－３**のとおり。

11．入札方法等

（１）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札予定価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（２）入札執行回数は、２回を限度とする。

12．入札保証金、契約保証金、前払金等

入札保証金、契約保証金の納付及び前払金の支払いについては、**別表－１**のとおり。

13．工事費内訳書の提出

（1）第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札価格に対応した工事費内訳書（諸経費含む）を、次に従い、提出すること。
なお、工事費内訳書の様式は自由とするが、阪神高速が提示した金額を記載しない設計書（金抜設計書）の工事費内訳書及び内訳書に示す全ての項目について、単価、数量、金額を明らかにすること。
あわせて、直接工事費のうち材料費及び労務費、現場管理費のうち法定福利費の事業主負担額、建設業退職金共済制度の掛金、工事原価のうち安全衛生経費の金額を記載すること。（参考例：別添-1 及び別添-2）
また、紙による提出を行う場合には、工事費内訳書に商号又は名称、住所、宛名並びに工事名を記載し、記名及び押印を行うこと。
① 提出締め切り：**別表－３**のとおり。
② 提出場所：上記４．に同じ。
③ 提出方法：下記イ）、ロ）又はハ）のいずれかによること。（詳細は、電子入札運用基準参照）
イ） 電子入札システムにより、工事費内訳書を提出するものとする。
（電子ファイルサイズは合計３MB以内）
ロ） 電子入札システムにより、必要事項を記載した電子ファイル（電子入札運用基準・様式４）を送信し、工事費内訳書は上記②の提出場所へ電子メール又は電子ファイル送付サービス（以下「電子メール等」という。）により提出するものとする。なお、送付後、阪神高速へ着信確認を行うものとする。
（電子ファイルサイズが合計 10MB を超える場合は、分割送付又はファイル転送サービスによる送付によること）
ハ） 上記イ）、ロ）によることが困難な場合、又は阪神高速の承諾を得て紙入札とする場合は、上記②の提出場所へ持参又は郵送等によって、工事費内訳書を提出するものとする。なお、電送によるものは受け付けない。
（2）工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
ただし、以下の項目に該当する場合は、当該工事費内訳書を無効とすることがあり、その場合はその者が行った入札を無効とする。
① 入札時に工事費内訳書の全部又は一部が提出されていない場合、又は記載事項に不備がある場合
② 金額を記載しない設計書（金抜設計書）に対応する項目について、単価、数量、金額が明らかにされていない場合
③ 提出された工事費内訳書を審査した結果、真摯な見積もりを行っていないと認められる場合
（3）工事費内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合は、その者が行った入札を無効とする場合がある。
（4）本工事は落札予定者を対象として、労務費ダンピング調査の試行対象工事である。
工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行う。
① 理由の確認方法：書面、電話又は対面のいずれかの方法によるヒアリング
② その他：ヒアリング方法、日時・場所等、書面の様式については別途連絡する。書面の提出を行わない場合や、ヒアリングに応じない場合など、理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合がある。
（5）工事費内訳書は、返却しない。

14. 開札

開札は、複数の阪神高速社員を立ち会わせて行う。なお、開札後、契約締結を辞退した場合は競争参加停止措置を行うことがある。

15. 入札の無効

本入札説明書において示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札、郵便等による場合の締め切り日時を過ぎて到達した入札、電送による入札、並びに別冊現場説明書及び別冊工事請負等入札要領において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。

16. 調査基準価格を下回った場合の措置

（1）調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から資料の提出（別紙－３参照）、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査（低入札価格調査）を行い、落札者の決定をする。落札者は、この調査の際に提出した資料の内容に基づき施工を行うものとする。

なお、コスト縮減提案を行った場合は、入札額に阪神高速が認めた技術的なコスト縮減提案額を加算した金額が、調査基準価格を下回る場合に、調査対象工事として取り扱うものとする。

（2）専任の監理技術者等の配置が義務づけられている工事であって、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者等（特例監理技術者及び監理技術者補佐を含む）及び現場代理人とは別に、上記２．（1）に定める要件と同一の要件（上記２．（1）に掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で１名現場に配置することとする。

ただし、特定建設工事共同企業体の場合、この技術者は、建設業法に定める各構成員の主任技術者（又は監理技術者）以外の者とすること。

なお、当該技術者は、施工中、監理技術者等を補助し、監理技術者等と同様の職務を行うものとして専任とする。（他の職務との兼任は認めない。）

また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を、監理技術者等の通知と同様に契約責任者に通知することとする。

（3）開札後、専任の技術者を追加配置できないこと等を理由に契約締結を辞退した場合又は低入札調査に協力しない場合は、競争参加停止措置を行うことがある。

17. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、競争参加資格要件を満たしていないことが判明した場合や、コリンズ等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。また、他の機関を含めた工事と重複しているにもかかわらず入札し、専任制違反（専任補助者及び若手技術者の専任配置申請に伴う専任違反を含む）により契約できなかった場合は、競争参加停止措置を行うことがある。また、申請時に若手技術者が確定しておらず、別に定める誓約書（別記様式－３．２．２）を提出した者については、契約締結後、資格要件を満たしていないことが判明した場合や、コリンズ等により若手技術者の専任制違反の事実が確認された場合、競争参加停止措置や契約解除措置を行うことがある。

工場製作モデル等、配置予定技術者の能力に対する技術評価を行わず参加資格要件のみ求める方式を適用した工事においては、申請時に別に定める誓約書（別記様式－３．２．１）を提出することとし、契約締結後、資格要件を満たしていないことが判明した場合や、コリンズ等により監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、競争参加停止措置や契約解除措置を行うことがある。

なお、専任を要する期間における監理技術者等の変更については、下記に該当する場合に限り、阪神高速と協議の上、変更することができる。

（1） 傷病により監理技術者等としての職務を遂行できないと判断された場合
（2） 当該監理技術者等が死亡した場合
（3） 当該監理技術者等が退職した場合
（4） 当該監理技術者等が真にやむを得ない理由（出産、育児、介護等）による場合
（5） 受注者の責によらない事由により工期延期となる場合
（6） 工期が３年以上の長期にわたる工事で２年以上の期間連続して監理（主任）技術者として従事した場合

監理技術者等を変更する場合は、原則として、本工事の入札説明書に定められた配置予定技術者に係る全ての条件を満足し、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。ただし、変更後の監理技術者等のコリンズへの実績登録については、従事期間及び従事内容を考慮して登録を認めない場合がある。また、上記（6）等により監理技術者等を変更する場合は、新旧技術者の引継ぎ期間について発注者と協議すること。

その他、契約締結後、建設業法で定める監理技術者補佐を配置し、監理技術者が他の工事と兼任を行う場合の取扱いについては、発注者と協議すること。

なお、包括契約方式を適用した工事については、各工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものであり、包括契約対象工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等を配置し、当該工事全体を管理することができるものとして取り扱う場合がある（詳細は、維持修繕工事包括契約に関する基本協定書を参照のこと）。これによらず、別の技術者を配置する場合は、上記２．（1）の要件によらず建設業法に基づき配置すること。

18. 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。（本件は、電子契約を推奨します。）

19. 火災保険付保の要否

別表－１のとおり。

20 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無

別表－１のとおり。

21. 再苦情の申立て

競争参加資格がないと認めた理由の説明を受けた者で、当該理由について不服がある者は、上記６．（2）の回答を受け取った日から７日（休日を除く）以内に、書面により、代表取締役社長に対して、再苦情の申し立てを行うことができる。なお、再苦情の申し立てについては、入札監視委員会が審議を行うものとする。再苦情の申し立ての受付窓口及び受付時間は次のとおり。

（1）受付窓口：上記４．に同じ。
（2）受付時間：毎日（休日を除く）
午前 10 時から午前 12 時まで及び午後１時から午後４時まで

22. 関連情報を入手するための照会窓口

上記４．に同じ

23. 技術評価点に関する照会

（1）入札結果の公表の翌日より 20 日以内に、入札参加者は自身の技術評価点の評価内容について、次に従い、阪神高速に対して書面（様式は自由）により説明を求めることができる（原則として、再度の照会は認めない）。

① 提出場所：上記４．に同じ。

② 提出方法：原則、PROZIT によること。

（2）阪神高速は、説明を求められたときは、請求を受け取った翌日から５日以内（休日を除く。）に説明の日時・場所・方法等について調整を図るため、説明を求めた者に対し連絡を行う。

（3）阪神高速は、評価基準に基づき説明を求めた者へ書面により説明を行うものとする。

24. その他

（1）契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札参加者は、別冊工事請負等入札要領及び別冊契約書案を熟読し、工事請負等入札要領を遵守すること。

（3）申請書等に虚偽の記載をした場合においては、競争参加停止措置を行うことがある。

（4）入札参加を認めた者又はその資格を与えた者が競争参加資格確認結果通知から契約締結までの間に競争参加資格がないと判明したものは、競争参加資格を取り消し、契約の締結を行わないものとする。

（5）落札者は、上記５．（2）の資料に記載した配置予定技術者を本工事の現場に配置すること。

（6）不測の事態により、本入札公告の内容に変更が生じた場合には、原則として、次のとおり措置する。

② 競争参加資格の確認結果の通知前の場合は、変更内容を明示の上、変更後の内容を再公表し、交付図書等を受領済みの者へ当該内容を送付する。又は、改めて公告する。

③ 競争参加資格の確認結果の通知後の場合は、資格を有すると認められた者に対し、書面により通知する。なお、変更内容通知後から入札日まで一定期間確保できない場合は、入札日及び開札日を変更することがある。

（7）手続における交渉の有無＝［別表－１のとおり］

（9）入札参加者は「責任あるサプライチェーン 等 における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係政府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

別表－1

工事概要 及び 入札・契約方式等

工事名	コンタクトサービス装置更新工事(2026-大管・神管)
工事場所	大阪府道高速大阪東大阪線（13号東大阪線、16号大阪港線）、兵庫県道高速神戸西宮線（3号神戸線）、兵庫県道高速北神戸線（7号北神戸線）
（起点）/（終点）	起点：大阪府東大阪市長田東（緯度：34° 40’44”、経度：135° 35’45”） 終点：神戸市西区伊川谷町布施畑地先（緯度：34° 41’38”、経度：135° 4’44”）
工事内容	本工事は、コンタクト業務装置の更新を行うものである。 主な工種は機器費であり、コンタクト交換機装置等の更新を予定している。
工事概算数量	機器費 コンタクト交換機装置 1式 コンタクト業務支援装置 1式 コンタクト業務端末 73台 コンタクト業務端末(BC) 18台 他 機構費 1式 設置調整費 1式 撤去費 1式
余裕期間制度	任意着手方式
工期	契約締結日の翌日 から 600日以内
実工期	実工期の始期 から 510日間
工事着手期限日	2027年6月3日
週休2日制	週休２日現場閉所方式 完全週休２日（土日）制
WTO協定対象	×対象外

入札方法	電子入札（当社の承諾を得た場合のみ、紙入札方式（郵送等限定）に変更可能）			
競争方式	一般競争			
評価方式	総合評価落札方式			
総合評価落札方式詳細	【型】	簡易型	【モデル】	工場製作モデル
一括審査方式	×対象外			
維持修繕工事包括契約方式	×対象外			
維持修繕工事集約契約方式	×対象外			
価格評価ウェイトβ	1.0			
契約額方式	契約制限価格方式　　、　　総価契約方式			
随意契約予定の有無	有	本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無		
手続における交渉の有無	有	工事費内訳書提出	入札時、工事費内訳書提出対象	
建設リサイクル法	×対象外	火災保険付保の要否	否	
見積書審査方式	×対象外			
見積書対象工種等				
PROZITの適用	○適用対象	労務費ダンピング調査	○適用対象	
Hi-TeLusの適用	○適用対象	建設キャリアアップシステム(CCUS)	発注者指定方式	
三者会議	×対象外	CIM活用試行工事	×対象外	
監理技術者の専任・交代緩和	×対象外	担い手確保施策	×対象外	
発注時設計者協力方式	×対象外	コンソーシアム方式	×対象外	
技術的難度の高い工事指定	×対象外	対象工事種別＝		
技術的難度の高い工事実績評価対象	×対象外	対象工事種別＝		
共同研究等技術開発実績	×評価対象外			
技術開発実績評価対象				
段階選抜方式 適用	×対象外			
段階選抜方式 選抜者数				
その他適用方式等				

保証金 前払金 等	入札保証金	免除する。	・有価証券の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。 ・公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約に関しては10分の３以上とする。
	契約保証金	納付すること。	
	前払金 部分払	前金払は請負代金額の10分の４以内、中間前払金は請負代金額の10分の２以内とする。部分払は各会計年度１回を限度とする。	

別表－2

競争参加資格・要件等

基本的事項		
企業の形態		単体のみ
ＪＶ構成		最大構成員数　　者
単体(又はJV代表者)		下記の一般競争参加資格の認定を有すること
一般競争参加資格の認定	認定年度	2025年度・2026年度
	種別	電気通信
	等級	－
	施工能力点	
JV構成員		
一般競争参加資格の認定	認定年度	
	種別	
	等級	
	施工能力点	
地域要件		設定なし
設計業務等の受託者		阪神高速技研(株)、(株)阪神eテック

注１）一般競争参加資格は、開札時において認定を受けていること。

注２）施工能力点による設定をしている場合

　施工能力点とは、一般競争参加資格の認定の際に客観的事項について算出した点数をいう。

注３）地域要件を設定している場合

　近畿２府４県とは、建設業法に基づく営業所が、近畿２府４県（大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・滋賀県・和歌山県）に所在すること。なお、建設業法上の営業所が申請書等の提出時に登録されていない場合は、その所在を証明する公的資料を添付すること。

企業の施工実績等

実績対象期間	過去　15　年度分までの実績を対象（　2011　年度以降の実績　）

単体（又はJV代表者）		下記のとおり。
施工実績	同種工事 （又はより同種性の高い工事）	コンタクトサービス装置（電話での顧客対応を行うシステム）の製作及び工事（設置、更新、補修、改修のいずれか）なお、本工事における「製作」の定義は、自社での製作もしくはシステム構築（※1）し、納入した実績工事をいい、単に機器を調達し、設置した工事は除く。製作実績については、内容のわかる資料を添付のこと。 （※1）機器を調達し、発注者にて求める仕様にシステム構築及びシステムとしての総合試験を実施すること。
	類似工事 （又は同種性の高い工事）	－
	－ （又は同種性が認められる工事）	－

JV構成員の実績		
施工実績	同種工事 （又はより同種性の高い工事）	－
	類似工事 （又は同種性の高い工事）	－
	－ （又は同種性が認められる工事）	－

保守技術支援体制	機器故障時・システム障害時における保守技術支援体制が確立されていること。

配置予定技術者の工事経験等

実績対象期間	過去　15　年度分までの実績を対象（　2011　年度以降の実績　）

工事経験		下記のとおり。
工事経験種別	同種工事 （又はより同種性の高い工事）	コンタクトサービス装置（電話での顧客対応を行うシステム）の工事（設置、更新、補修、改修のいずれか）
	類似工事 （又は同種性の高い工事）	設備を遠隔で監視もしくは制御する中央装置の工事（設置、調整、補修、改修のいずれか）
	－ （又は同種性が認められる工事）	－

保有資格		下記のとおり。
保有資格種別	保有資格 （必須）	建設業法の許可業種「電気通信」にかかる資格を有すること
	有用資格 （加点対象）	設定なし（加点対象資格なし）
		－

配置予定技術者の専任期間等	現場着手予定時期から現場施工完了まで専任。 現場着手予定時期：設置調整の開始日、または現場に管理すべき施設(現場事務所等)の設置開始日のいずれか早い方の日 現場施工完了：工事目的物の施工完了日、または現場に管理すべき施設(現場事務所等)の撤去完了日のいずれか遅い方の日
専任緩和期間における技術者の資格要件等	配置予定技術者に求める「工事経験」を有すること。

企業の施工実績等に関する注意事項

注１）上記に掲げる要件を満たす施工実績を有すること。
　なお、経常建設共同企業体での参加の場合にあっては、いずれかの構成員が上記に掲げる要件を満たす施工実績を有すること。
　また、特定建設工事共同企業体にあっては、代表者及びその他の構成員が上記に掲げる要件を満たす施工実績を有すること。

注２）施工実績に関する取扱は、下記のとおり。
①元請けとしての施工実績に限ります。（各高速道路会社のグループ会社発注工事も対象として取り扱う）
②完成し引渡しが完了しているものに限る。
③共同企業体としての施工実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。
　ただし、阪神高速が発注した工事で３者を超える構成員数を認めた工事については出資比率を問わない。
④阪神高速が発注した工事の場合は、工事成績評定点が65点未満のものは実績として認めない。
⑤国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事の場合は、他の機関が施工実績として認めない点数の工事も施工実績として認めない。

注３）新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため一時中止措置等を行ったことにより完成していない工事についても、評価の対象とする。

配置予定技術者の工事経験等に関する注意事項

注１）上記に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を本工事の専任開始時期から現場に配置できること。

注２）工事経験は、元請けの現場代理人、監理技術者、主任技術者又は担当技術者としての工事経験を対象とする。また、工事経験の取扱は企業の施工実績注2)と同様とし、共同企業体で競争参加する場合は、共同企業体に所属するうちの１社(１名)からの申請とする。なお、実績対象期間に産前休業、産後休業、育児休業、介護休業又は傷病休業を取得していた場合は、休業期間に応じて工事経験として求める期間を１年単位で延長するための申請を行うことができる。
　また、阪神高速が発行した施工実績証明書がある場合は、記載内容を工事経験として認める。

注３）保有資格については、上記又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したものであること。
なお、複数の設定がある場合は、いずれか又はいずれかと同等以上の資格を有するものとする。

注４）配置予定技術者の専任緩和を設定している工事では、現場着手をしていない期間は必ずしも専任の義務はなく、現場の作業に配置する監理技術者等（申請する配置予定技術者）と同一でなくてもよい。なお、当該緩和期間における技術者の資格要件等は上記のとおり。

注５）監理技術者の配置が必要となる工事の場合、配置予定技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

注６）専任の監理技術者等にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは、申請書等提出日以前に３か月以上の雇用関係にあることをいう。
　なお、下記に該当する場合は、出向社員と出向先の建設業者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱う。
　① 一の親会社とその連結子会社からなる企業集団内において、親子間または連結子会社間の在籍出向者を監理技術者等として配置し、当該監理技術者が入札日以前に出向先と３ヶ月以上の雇用関係にある場合。
　② 企業集団に属する親会社とその連結子会社の間の出向社員を出向先の建設業者が監理技術者等として配置し、親会社又はその全ての連結子会社のいずれか一方が、経営事項審査を受けていない者である場合。

注７）工場製作モデル等、技術者評価を行わず競争参加資格として要件のみを設定する方式を適用する工事の場合
　申請時に別に定める誓約書（別記様式-3.2.1）を提出すること。

注８）『建築モデル』を適用する工事の場合
工事経験の種別を、下記のとおり読み替えるものとする。
（同種工事、類似工事）　→　（より同種性の高い工事、同種性の高い工事、同種性が認められる工事）

注９）新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため一時中止措置等を行ったことにより完成していない工事についても、評価の対象とする。

（別表－3）

入札手続に関する期間等

工事名	コンタクトサービス装置更新工事(2026-大管・神管)

契約責任者	役職名	管理本部長
	氏名	髙木　秀之
担当部署（申請書等提出先）	郵便番号	〒　552-0006
	住所	大阪市港区石田3丁目1番25号
	部署名	管理本部　管理企画部　経理課
	電話番号	06-6576-3881
	FAX番号	06-6576-1903
	E-mail	keiyaku-kh@hanshin-exp.co.jp
入札説明書7.(2)に関する問い合わせ先	部署名	管理本部　管理企画部　システム保全課
	電話番号	06-6576-3881
開札場所		管理本部　管理企画部

入札公告日			2026年　11月　12日（木）
①	申請書等の提出期間 （※見積書審査方式を適用している工事については、工事費見積書も同時に提出すること）		2026年　11月　12日（木）　から 2026年　12月　25日（金）　までの毎日 午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで （土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く。）
②	競争参加資格の確認の基準日		上記提出期限に同じ。　時点
③	参加資格の有無の結果の通知日		2027年　2月　4日（木）　まで
④	競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明要求期限日		2027年　2月　16日（火）　まで
⑤	契約書案及び設計図書等の交付期間		2026年　11月　12日（木）　から 2026年　12月　25日（金）　午後4時まで やむを得ずCD-R等により受領する場合は、上記交付期間の下記時間 午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで（休日を除く）
	閲覧資料		閲覧対象資料なし（ダウンロード資料のみ）
	閲覧期間		―
	閲覧場所		―
⑥	入札説明書（技術提案書等含む）及び設計図書等に対する質問の提出期間		2026年　11月　12日（木）　から 2027年　2月　15日（月）　午後4時まで 持参・電送の場合は、午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで（休日を除く）
⑦	入札説明書（技術提案書等含む）及び設計図書等の質問に対する回答の閲覧期間		入札の締切（1回目）の日の午後4時まで
⑧	入札の締切	1回目	2027年　3月　1日（月）　午後5時00分
		2回目	2027年　3月　8日（月）　午後5時00分
⑨	開札日時	1回目	2027年　3月　2日（火）　午後2時00分
		2回目	2027年　3月　9日（火）　午後2時00分
⑩	工事費内訳書の提出締め切り		2027年　3月　1日（月）　午後5時必着

（別表－4．1）

評価項目及び評価点
（1．企業の取組み等に係る評価項目及び評価点）

評価項目			評価基準	配点率	配点	
企業の取組み	ISOの認証取得		ISO9001 及び ISO14001 の認証を両方取得	1	1	
			ISO9001 又は ISO14001 の認証をどちらか一方取得	1/2		
			ISO9001 及び ISO14001 の認証取得なし	0		
	労働安全衛生マネジメントシステムの認定取得※1		ISO45001シリーズ、コスモス(COHSMS)のいずれか又は複数を認証又は認定取得	1	1	
			厚生労働省安全衛生優良企業を認定取得	1/2		
			上記の認証又は認定の取得なし	0		
	カーボンニュートラルに関する取組実績		SBT、RE100のいずれか又は複数を認証取得	1	1	
			上記の認証取得なし	0		
	ワークライフバランス(WLB)関連の認定取得※2	①くるみん（次世代育成支援対策推進法）	プラチナくるみん認定取得	(配点率への加算 4/8)	左記加算の計(最大8/8)	1
			くるみん認定取得(R7.4月以降の基準)	(配点率への加算 2/8)		
			くるみん認定(R7.3月までの基準)、トライくるみん認定	(配点率への加算 1/8)		
		②えるぼし（女性活躍推進法）	プラチナえるぼし認定取得	(配点率への加算 4/8)		
			えるぼし認定3段階目取得	(配点率への加算 3/8)		
			えるぼし認定2段階目取得	(配点率への加算 2/8)		
			えるぼし認定1段階目取得	(配点率への加算 1/8)		
		③ユースエール（若者雇用促進法）	ユースエールを認定取得	(配点率への加算 2/8)		
			上記の認定取得なし	(配点率への加算 なし)		
企業の施工能力	施工実績※3,※4	同種・類似の工事による区分	同種工事	1	3	13
			類似工事	1/2		
		発注機関による区分	阪神高速道路株式会社・同グループ会社の工事	1		
			高速道路会社・同グループ会社、指定都市道路公社の工事※5	3/4		
			国の機関、独立行政法人等の政府関係機関の工事※6, ※7	3/4		
			都道府県、政令指定都市、関係機関の工事	2/4		
			市町村、関係機関の工事	1/4		
			公益民間企業(鉄道・空港・電気・ガス・通信)の工事※8	1/4		
			その他民間企業の工事	0		
	施工実績の工事成績評定点※4		工事成績評定点が80点以上	1	2	
			工事成績評定点が75点以上80点未満	2/3		
			工事成績評定点が70点以上75点未満	1/3		
			工事成績評定点が70点未満、又は工事成績評定点なし	0		
	阪神高速の工事における過去2年度及び今年度の表彰等※3（最大2件）		表彰が2件(社長表彰2件)	1	2	
			表彰が2件(社長表彰1件＋工事安全管理委員長表彰1件)	3/4		
			表彰が2件(工事安全管理委員長表彰2件)	2/4		
			表彰が1件(社長表彰1件)	2/4		
			表彰が1件(工事安全管理委員長表彰1件)	1/4		
			表彰なし	0		
	他の機関の工事における過去2年度及び今年度の表彰等※9（最大2件）		表彰が2回	1	1	
			表彰が1回	1/2		
			表彰なし	0		
企業の施工体制	若手技術者の配置の有無		担当技術者(35歳以下)の技術者専任配置あり	1	1	
			上記の若手技術者専任配置なし	0		
	不正行為等(減点)※10		競争参加停止期間が6ヶ月を超える場合	―	▲3点	
			競争参加停止期間が3ヶ月を超え6ヶ月以下の場合		▲2点	
			競争参加停止期間が3ヶ月以下の場合		▲1点	
			文書警告の場合		▲0.5点	
配置予定技術者の能力について、技術評価点の配点はありません(競争参加資格の確認のみ実施します)				―	―	

※1　競争参加申請を行う支社・作業場等に対して有効な認定証を対象とします。

※2　配点率への加算は①～③各項目で実施します。
また、1つの認定項目内で複数認定取得に該当する場合、最も配点が高いもので評価します。
①～③の合計値については、最大8/8点とします。

※3　阪神高速道路へ移管後の新神戸トンネルでの対象工事については、発注機関による区分を「阪神高速道路株式会社（自動車専用道路と同等）」として取扱います。

※4　施工実績や工事経験に係る同種工事等の要件が2種類以上設定されている場合において、複数工事にて申請した場合、当該評価項目については、申請した工事毎に評価点を算出した後、その工事毎の評価点を平均して評価点を算出します。

※5　指定都市道路公社：名古屋高速道路公社、広島高速道路公社、福岡北九州高速道路公社

※6　国の機関：行政機関（各府省庁）、国会、裁判所、会計検査院
（注：コリンズ登録・検索メニューの『国の機関』ではありません）

※7　独立行政法人等：独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用期間法人、政府関係機関

※8　コリンズ登録の対象となっている公共公益施設の整備に関する事業を営む民間企業（法人）

※9　・阪神高速のグループ会社、高速道路会社、指定都市道路公社、国の機関、独立行政法人等の政府関係機関の発注する公共工事で、工事の安全管理、品質確保及び品質向上に寄与するものとし、当該機関の長等（所長等は除く）からの表彰とします（例：国土交通省の各地方整備局長、NEXCO東・中・西の各社の各支社長表彰などが対象）。その他、厚生労働大臣及び各労働基準局長からの優良表彰も対象となります。
・国の機関、政府関係機関が主催・後援する協議会等がリサイクルの推進・取組に対して実施するものとし、各協議会会長等の当該機関の長からの工事に関する表彰とします。

※10　不正行為等（減点項目）が複数回ある場合は、項目ごとに累計します。
（対象は過去2年度及び今年度）

＜参考＞企業の取組み等に関する技術評価点の算出方法（標準）は、以下のとおり。

［各評価項目の評価点 ＝（評価項目に対する配点）×（各評価基準（区分）に応じた配点率）］

※評価項目に対して、評価基準（区分）が複数ある場合は、基準ごとに選定した配点率を乗じて算出

【例】 施工実績が発注機関区分＝国土交通省、工事区分＝類似工事の場合
評価点＝3点 × 3/4 × 1/2 ＝1.12点 （※小数点3位以下切り捨て）

＜参考＞複数工事にて申請した場合における技術評価点の算出方法の計算例は、以下のとおり。

【「企業の施工能力」における「施工実績」の計算例】

1件目：発注機関区分＝阪神高速、工事区分＝同種工事の場合
評価点（1件目）＝3点×1×1＝3点 （※小数点3位以下切り捨て）
2件目：発注機関区分＝国土交通省、工事区分＝類似工事の場合
評価点（2件目）＝3点×3/4×1/2＝1.12点 （※小数点3位以下切り捨て）
評価点＝(3点 + 1.12点)÷2＝2.06点 （※小数点3位以下切り捨て）

（別表－4．2）

評価項目及び評価点

（2．技術提案書に係る評価項目及び評価点）

<table>
<tr><th colspan="2">評価指標（技術提案項目）</th><th colspan="4">技術評価点</th><th>評価方法及び評価点は、下記の5段階評価を標準とする。

優 :満点
良上:満点 × 7/10
良 :満点 × 5/10
良下:満点 × 3/10
可 :満点 × 1/10</th></tr>
<tr><td>①</td><td>機器製作に関する技術的所見(※必須)</td><td>的確性
有用性
信頼性
確実性</td><td>3.0
3.0</td><td>6</td><td rowspan="4">17</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>②</td><td>現場施工に関する技術的所見(※必須)</td><td>的確性
有用性
信頼性
確実性</td><td>3.0
3.0</td><td>6</td></tr>
<tr><td>③</td><td>運用保守に関する技術的所見(※必須)</td><td>的確性
有用性
信頼性
確実性</td><td>1.5
1.5</td><td>3</td></tr>
<tr><td colspan="2">コスト縮減
提案</td><td>実現可能なコスト縮減提案（コスト縮減に寄与する技術提案）（この項目は必須ではありません）</td><td colspan="3">2</td><td>優 :満点
良上:満点 × 7/10
良 :満点 × 5/10
良下:満点 × 3/10
可 :満点 × 1/10
認められない事項: 0点</td></tr>
</table>

※評価基準は、下記（次頁）を参照のこと。

（3．価格評価点及び品質確保体制点）

入札説明書（別紙－1）のとおり。

技術提案書に関する評価基準(コスト縮減提案を除く)
【対象技術提案項目】＝ ①
［的確性・有用性］

評　価	評　価　基　準
【 優 】	本工事の特徴を踏まえた課題・着目点・所見(又は留意点)が的確かつ論理的に記載されており、コンタクトサービス装置製作時の操作性を考慮した機器の設計、製作に対して有用性が高い。
【良上】	「優」と「良」の中間的な評価。
【 良 】	本工事の特徴を踏まえた課題・着目点・所見(又は留意点)が記載されており、コンタクトサービス装置製作時の操作性を考慮した機器の設計、製作に対して有用性がある。
【良下】	「良」と「可」の中間的な評価。
【 可 】	課題・着目点・所見(又は留意点)が一般的な記述であり、コンタクトサービス装置製作時の操作性を考慮した機器の設計、製作に対して有用性が低い。

［信頼性・確実性］

評　価	評　価　基　準
【 優 】	数値根拠、検討成果、過去の施工事例や類似例、効果等の具体的な記載があり、コンタクトサービス装置製作時の操作性を考慮した機器の設計、製作に寄与する十分な裏付けがある。
【良上】	「優」と「良」の中間的な評価。
【 良 】	数値根拠、検討成果、過去の施工事例や類似例、効果等の記載があり、コンタクトサービス装置製作時の操作性を考慮した機器の設計、製作に寄与する裏付けがある。
【良下】	「良」と「可」の中間的な評価。
【 可 】	数値根拠、検討成果、過去の施工事例や類似例、効果等の記載がなく、コンタクトサービス装置製作時の操作性を考慮した機器の設計、製作に寄与する裏付けが確認できない。

※上記基準に基づき、総合的に評価を実施する。

技術提案書に関する評価基準(コスト縮減提案を除く)
【対象技術提案項目】＝ ②
［的確性・有用性］

評　価	評　価　基　準
【 優 】	本工事の特徴を踏まえた課題・着目点・所見(又は留意点)が的確かつ論理的に記載されており、新旧機器の切替方法に対して有用性が高い。
【良上】	「優」と「良」の中間的な評価。
【 良 】	本工事の特徴を踏まえた課題・着目点・所見(又は留意点)が記載されており、新旧機器の切替方法に対して有用性がある。
【良下】	「良」と「可」の中間的な評価。
【 可 】	課題・着目点・所見(又は留意点)が一般的な記述であり、新旧機器の切替方法に対して有用性が低い。

［信頼性・確実性］

評　価	評　価　基　準
【 優 】	数値根拠、検討成果、過去の施工事例や類似例、効果等の具体的な記載があり、新旧機器の切替方法に寄与する十分な裏付けがある。
【良上】	「優」と「良」の中間的な評価。
【 良 】	数値根拠、検討成果、過去の施工事例や類似例、効果等の記載があり、新旧機器の切替方法に寄与する裏付けがある。
【良下】	「良」と「可」の中間的な評価。
【 可 】	数値根拠、検討成果、過去の施工事例や類似例、効果等の記載がなく、新旧機器の切替方法に寄与する裏付けが確認できない。

※上記基準に基づき、総合的に評価を実施する。

技術提案書に関する評価基準(コスト縮減提案を除く)
【対象技術提案項目】＝　③
［的確性・有用性］

評　価	評　　価　　基　　準
【 優 】	本工事の特徴を踏まえた課題・着目点・所見(又は留意点)が的確かつ論理的に記載されており、運用者及び点検保守員に対する保守教育等に対して有用性が高い。
【良上】	「優」と「良」の中間的な評価。
【 良 】	本工事の特徴を踏まえた課題・着目点・所見(又は留意点)が記載されており、運用者及び点検保守員に対する保守教育等に対して有用性がある。
【良下】	「良」と「可」の中間的な評価。
【 可 】	課題・着目点・所見(又は留意点)が一般的な記述であり、運用者及び点検保守員に対する保守教育等に対して有用性が低い。

［信頼性・確実性］

評　価	評　　価　　基　　準
【 優 】	数値根拠、検討成果、過去の施工事例や類似例、効果等の具体的な記載があり、本工事の運用者及び点検保守員に対する保守教育等に寄与する十分な裏付けがある。
【良上】	「優」と「良」の中間的な評価。
【 良 】	数値根拠、検討成果、過去の施工事例や類似例、効果等の記載があり、本工事の運用者及び点検保守員に対する保守教育等に寄与する裏付けがある。
【良下】	「良」と「可」の中間的な評価。
【 可 】	数値根拠、検討成果、過去の施工事例や類似例、効果等の記載がなく、本工事の運用者及び点検保守員に対する保守教育等に寄与する裏付けが確認できない。

※上記基準に基づき、総合的に評価を実施する。

コスト縮減提案に関する評価基準

評　価	評　　価　　基　　準
【 優 】	現場条件や工事の特徴を踏まえた実績等に基づく提案で、新技術・新工法の採用や優位性のある提案・工夫等によるコスト縮減提案内容
【良上】	【良】評価と【優】評価の中間的な内容となっている。
【 良 】	現場条件や工事の特徴を踏まえた実績等に基づくコスト縮減提案
【良下】	【可】評価と【良】評価の中間的な内容となっている。
【 可 】	既往の技術を用いたコスト縮減提案であり、自社での実績を有さないコスト縮減提案内容、過去に同様の提案がある等新規性に欠ける内容
【認められない】	コスト縮減の提案があるが、提案内容が認められない 又は、コスト縮減最低認定額に満たない

※上記基準に基づき、コスト縮減額を踏まえた上で、総合的に評価を実施する。
※なお、コスト縮減の合計認定額が1000万円未満となる場合は、評価の対象外とする。